

医療保険制度が改正されます

【平成28年4月実施予定】

負担の公平化、持続可能な医療保険制度の構築をめざして、平成28年4月から医療保険制度の改正が予定されています。
被保険者とご家族のみなさんに直接関係するものは下記のとおりです。



● 入院時食事療養費等の見直し (一般所得者)

入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担も求めることとなります(住民税非課税者等の低所得者等は据え置き)。

【現行】 260円

【改正後】 360円(平成28年度から)
460円(平成30年度から)

● 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入

紹介状なしで特定機能病院および500床以上の病院を受診する場合等には、原則として、定額負担を患者に求めることとなります。

具体的な金額については、初診時で①3,000円程度、②5,000円程度、③10,000円程度の3案、再診時で①1,000円程度、②初診時の約1/4程度の2案で検討されています。

● 標準報酬月額の上限額の引き上げ

【現行】 上限121万円(全47等級)

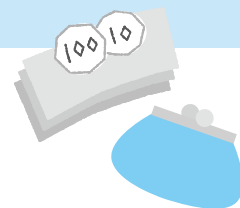
【改正後】 上限139万円(全50等級)

※標準賞与額もあわせて見直され、年間上限額が540万円から573万円に引き上げられます。

● 一般保険料率の上限の引き上げ

【現行】 120/1000

【改正後】 130/1000



● 傷病手当金・出産手当金の算定基礎額の見直し

【現行】 休業日1日につき標準報酬日額の3分の2相当額

【改正後】 ●被保険者期間が1年以上の方

休業日1日につき直近12カ月間の標準報酬月額平均額の30分の1の3分の2相当額

●被保険者期間が1年未満の方

A. 被保険者の全加入期間の標準報酬月額の平均額の30分の1の3分の2相当額

B. 加入している健康保険組合の平均標準報酬日額

AかBのいずれか低いほう

※改正後は、給付を受ける以前1年間の保険料納付の状況によることとし、また、健康保険組合に加入してすぐに給付申請が行われるような場合には、さらに上限を設ける制度となります。



● 患者申出療養を創設

患者からの申出に基づいた新しい保険外併用療養のしくみが創設されます。

※国内未承認の医薬品などを迅速に保険外併用療養として使用したいという患者のニーズに応える改正となります。

● 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

【現行】 2分の1総報酬割

【改正後】 3分の2総報酬割(平成28年度から)
全面総報酬割(平成29年度から)

※より報酬の高い健康保険組合の負担が重くなります。

